

子育て応援特別手当

Q & A

(※年齢はすべて平成21年4月1日現在の年齢です)

Q1 どうして生年月日が平成14年4月2日～平成17年4月1日(平成21年4月1日現在で4歳～6歳)までの第2子以降の子どもが対象なのですか？

A1 一般に保育園または幼稚園に子どもが共通して通う年齢が小学校就学前3年間であることや、3歳未満の子どもには児童手当制度において乳幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮し、この事業の実施が決定された平成20年度において「小学校就学前3年間の幼児教育期にある第2子以降の子ども」を給付の対象としたものです。

Q2 子育て応援特別手当は毎年給付されるのですか？

A2 子育て応援特別手当は今回限りの給付です。毎年給付するものではありません。

Q3 第1子が17歳、第2子が5歳、第3子が4歳、第4子が0歳です。給付される金額はいくらですか？

A3 7万2000円です。この場合、第2子・第3子が対象になります。子育て応援特別手当制度では、第2子以降の4歳～6歳の子どもが給付対象となるため、第4子(0歳)は対象になりません。

Q4 同じ世帯に20歳の娘と、17歳の息子と、4歳の孫がいます。給付される金額はいくらですか？

A4 3万6000円です。この場合、4歳の孫が対象になります。子育て応援特別手当制度では、18歳以下の子どもから年齢順に第1子、第2子と数えるため、この場合の第1子(20歳の娘)は数えません。17歳の息子を第1子、4歳の孫を第2子と数えるため、4歳の孫が給付の対象です。

Q5 世帯に17歳の息子と5歳のめい(姪)がおり、扶養しています。給付対象になりますか？

A5 給付対象になります。この場合、5歳のめい(姪)が対象になります。子育て応援特別手当は子どもの親か否かに関わらず、給付対象となる子どもが属する世帯の世帯主に給付します。

Q6 離婚をして、父親が第1子(17歳)と同居しており、母親が第2子(5歳)と第3子(4歳)と同居しています。給付対象になりますか？

A6 この場合、母親の世帯にいる第3子に3万6000円を給付します。ただし、健康保険証などで子ども全員が同一の方に扶養されていることが確認できれば、第2子と第3子が給付対象となり、第2子以降が属する世帯の世帯主である母親に7万2000円を給付します。

Q7 父親は外国籍、母親は日本国籍、第1子(17歳)は外国籍、第2子(5歳)は日本国籍です。給付対象になりますか？

A7 第2子が給付対象になります。この場合、住民基本台帳と外国人登録原票では実際の世帯構成が把握できないため、申請書をお送りしていません。詳しくは、専用コールセンターへお問い合わせください。

Q8 両親が外国籍、第1子(17歳)と第2子(5歳)は日本国籍です。給付対象になりますか？

A8 第2子が給付対象になります。この場合、住民基本台帳上の世帯主である第1子あてに申請書をお送りしていません。両親のどちらかによる代理申請をしていただくこととなります。詳しくは、専用コールセンターへお問い合わせください。



次のような場合は お問い合わせください

- 第1子と第2子以降が別の世帯にいる場合
- 外国人と日本人の混合世帯となっている場合
- 子どもの1人が寄宿舍または施設等で生活している場合など

申請書は区の住民基本台帳および外国人登録原票から対象条件に該当する世帯を抽出してお送りしています。第1子と第2子以降が別の世帯にいる場合や日本人と外国人の混合世帯の場合などは、区が世帯の状況を把握できないため、申請書をお送りしていません。該当する方は下記へお問い合わせください。

▶ 新宿区定額給付金等専用コールセンター

☎ (5949) 1020

▶ 定額給付金等総合相談コーナー(第1分庁舎8階)

☎ (5273) 4208

注

定額給付金や子育て応援特別手当の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 区民の皆さんに、区から直接、定額給付金等に関する電話をしたり、ご自宅に訪問することはありません。
- 定額給付金等に関する区からの連絡は、すべて文書で行います。

● ご自宅や職場等に区や国の行政機関の職員をかたった電話がかかってきたり、不審な人物が訪ねてきたら、最寄りの警察署(または警察相談電話【☎#9110】)へご連絡ください。